

## 1. 資本性資金に関するモニタリング結果について

- コロナ禍の影響により、多くの事業者が厳しい財務状況に直面している。こうした中で、資本性資金については、ニーズの高まりが想定される一方、金融機関にとっては、シニアローンと比較して返済期間が原則超長期であり、返済順位が劣後すること等からリスクの高い支援であると考えられる。このため、足下の取組みについて3メガバンク等からヒアリングを実施し、実態把握を行った。
- その結果、資本性資金について、
  - ・ 事業者からは、コロナ禍が業績に大きな影響をもたらしている中で、財務体質の強化や外部格付けを維持するために、潜在需要を含めて相応のニーズがあること
  - ・ 各行においては、こうした事業者からのニーズを的確に見極め、関係各行と協調のうえ、柔軟かつ前向きに対応していただいていること
  - ・ リスク管理面については、①案件採り上げ時には、事業計画や返済シナリオの確認によるリスクや採算性の検証を行い、②案件実行後には、事業計画の進捗等をきめ細やかに確認していること等の実態を把握することができた。
- 今後、新型コロナウイルスの感染が再拡大する可能性もあることから、各行におかれては、引き続き十分なリスク管理を行いながら、事業者のニーズや実態をしっかりと把握した上で、資本性資金の提供を含めて適切に金融仲介機能を発揮していただきたい。

## 2. 銀行間手数料の見直しに係るアンケート調査について

- 現在、全銀ネットにより、銀行間手数料に替わる仕組みである「内国為替運営費（仮称）」の算出に向けて、全加盟銀行に対する「為替取引の被仕向対応費用に係るアンケート調査」が実施されていると承知している。

- 銀行間手数料の見直しについては、令和2年4月の公正取引委員会からの指摘も踏まえ、本年の成長戦略において、「全銀ネットが定める仕組みに統一し、コスト構造の見える化を行いつつ、コストを適切に反映した合理的な水準へ銀行間手数料の引下げを実施する」こととされた経緯がある。

(参考)「QRコード等を用いたキャッシュレス決済に関する実態調査報告書」(抜粋)

(令和2年4月 公正取引委員会公表)

設定水準、設定根拠に関する十分な説明責任を果たすことにより、銀行間手数料が現に発生している事務コストを大きく上回る水準が長年にわたって維持されている現状の是正に向けて取り組むべきである

- 今回のアンケート調査は、内国為替制度運営費の水準について合理性を確保する観点から極めて重要なものであるため、各行におかれては、慎重かつ適切な回答にご協力をいただくようお願いしたい。
- なお、今後は、全銀ネットにおいて、本調査結果を踏まえ、来年2月にかけて内国為替制度運営費を検討・決定し、必要な手続の完了後に同運営費を導入予定と承知している。

### 3. 決済サービスとの連携状況及び決済サービスを通じた不正出金調査等について

- 今般のドコモ口座問題を受け、現在、決済サービスの連携に係る認証方法等について実態把握を行っているところである。
- 金融庁としては、この実態把握を踏まえ、利用者保護及び利用者利便の向上を図るため、銀行監督上の対応の高度化を検討していくこととなるので、各行におかれては引き続きご協力をお願いしたい。
- また、各行におかれても、提供サービスについて、他の事業者との連携によって生じるリスクを含め、サービス全体のリスク評価を主体的に行っていただくとともに、取引モニタリングの高度化や真摯な顧客対応に取り組んでいただきたい。
- これに加えて、問題事象が発生した場合でも適切にサービスを再開・継続

できるよう、常日頃より自社のリスク許容度に沿ったサービス提供となっているか点検するとともに、サービス中断時の顧客対応などに備えた対応を行っていただきたい。

#### 4. サイバーセキュリティ対策の強化に向けた取組みについて

- 「ドコモ口座」を通じた不正出金事案にみられるように、セキュリティリスクは重大な経営リスクの一つ。経営陣がリーダーシップを発揮して取り組むことが大事。

(金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習 (Delta Wall V))

- 令和2年10月14日(水)～21日(水)の6日間、「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習」(Delta Wall V)を、約110の金融機関が参加して実施する。
- 最近のサイバーセキュリティの情勢(ドコモ口座を利用した銀行口座不正出金事案やコロナ禍)や、各業態の実態を踏まえて、インシデント対応能力の底上げを図る。

(参考) Delta Wall Vの概要

- ・ インシデント発生時における「顧客対応」や「部門間」及び「組織外部」との連携を確認。
- ・ コロナ禍におけるテレワーク環境下でのインシデント対応能力の底上げを図るため、実際のテレワーク環境下で実施。
- ・ (昨年の演習で対応が概ねできていた)銀行業態においては、インシデント対応能力の一層の高度化を図るため、今回新たにディスカッション方式で実施。  
※ ディスカッション方式とは、社内でのディスカッションを通じてインシデント対応における社内エスカレーションから経営層の意思決定までの実効性を検証する方式。

- 評価結果は、令和3年1月末をめどに参加金融機関に還元するとともに、業界全体にも分析結果のフィードバックを行う予定。

## (脅威ベースのペネトレーションテストの活用)

- 各金融機関においては、ホワイトハッカーの疑似的な攻撃に対応する脅威ベースのペネトレーションテスト（以下、TLPT）を活用し、サイバーセキュリティの高度化を図っていると承知。
- 一方、TLPT の品質については、攻撃範囲を限定しているなど課題があると認識。今後、より実効的な TLPT の実施に向け、担当役員も含め、意見交換していきたい。

## 5. 顧客本位の業務運営について

- 本事務年度は、「顧客本位の業務運営に関する原則」の具体的内容の充実や定着など、更なる進展が課題。
- 令和2年9月18日に、「安定的な資産形成に向けた金融事業者の取組み状況」を公表。

### (参考) 報告書の概要

- ・ 「顧客本位の業務運営原則」を採択した各金融事業者の自主的な KPI や共通 KPI をまとめたもの。併せて、『顧客本位の業務運営に関する原則』を採択し、取組方針・自主的な KPI ・共通 KPI を公表した金融事業者のリスト」も公表。
- ・ 金融事業者全体として、令和2年3月末時点において投信を保有する顧客の運用損益がプラスの比率は、前年同期比で半分程度に減少。(※)  
※ 共通 KPI の一つである「投資信託の運用損益別顧客比率」(令和2年3月末時点)に基づき算出。(同年6月末までに金融庁へ報告のあった金融事業者 218 社の単純平均)
- ・ これは、新型コロナウイルス感染症の影響による市場の変動を受けたものではあるが、各金融事業者における顧客の運用損益への影響の度合いには違いが見られた。

- 各金融事業者においては、どのような要因で顧客の運用損益が影響を受けたのかを分析するなどし、今後の取組みにつなげていただきたい。
- 金融庁も、本年度も金融事業者の取組みをフォローアップしていく。

## 6. 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の改訂について

- 平成30年2月に策定し、平成31年4月に改訂した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係るガイドライン」について、改訂することを予定している。
- これまでのモニタリング結果を踏まえ、当庁の考え方が十分に伝わっていないと思われる点等について、改訂によって明確化することで、態勢の高度化をさらに進めていただきたいと考えている。
- 改訂内容は現在検討中であり、今後、金融庁ホームページにて、改訂に係るパブリックコメントを予定している。金融機関の皆様にとってわかりやすく使いやすいものにしていきたいと考えており、忌憚のないご意見をいただきたい。

## 7. 令和3年度税制改正要望について

- 令和2年9月30日、金融庁は、①アジアの金融ハブとしての国際金融センターの確立、②新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応、③税制上の手続のデジタル化、等について、それぞれ関連の税制改正を要望した。

## 8. 米大統領選等のリスクイベントを念頭に置いた市場運用について

- 令和2年11月3日に米国の大統領選挙が実施される。前回2016年には、選挙直後に米国金利が急騰し、金融市場のボラティリティが上昇したことは記憶に新しいが、米大統領選挙は、選挙結果や選挙後の経済・外交政策が市場に大きなインパクトを及ぼし得る。
- 各金融機関においては、このような不確実性も念頭に置きつつ、ポジションの形成やヘッジを行っていることを認識している。引き続き、米大統領選のほか、コロナ感染症やBrexitの動向等、リスクイベントについてのフォワードルッキングな認識・対応を含めた、適切なリスク管理が重要である。

- 他方、当局としては、各金融機関の市場運用が金融市場に及ぼす影響についても感度高く注視する必要があると考えている。引き続き、各金融機関の市場運用について緊密に意見交換させていただきたい。

#### 9. 北朝鮮制裁の適切な履行について

- 令和2年9月29日、国連安全保障理事会の北朝鮮制裁委員会の専門家パネルが、同年2月から8月にかけての加盟国による北朝鮮制裁の履行状況等の調査結果と加盟国への勧告を取りまとめた中間報告書を公表した。
- 同報告書では、例えば金融分野における安保理決議違反や制裁回避の事例として、
  - ・ 合弁企業、オフショア取引、ペーパーカンパニー、仮想通貨を通じた国際金融システムへのアクセスの継続
  - ・ 暗号通貨取引所及び金融機関へのサイバー攻撃の継続
  - ・ 不正取得した仮想通貨を法定通貨に交換するため、仮想通貨サービス業者のネットワークやブローカーによる OTC 取引の利用等について記載されている。
- 本報告書や勧告の内容も踏まえ、金融機関等と情報交換を行い、サイバー対策やマネロン・テロ資金供与対策を引き続き強化していく必要があると考えている。金融機関の皆様におかれても、引き続き適切な対応に努めていただくようお願いしたい。

(以 上)